

【 石巻市「食」の自立支援事業委託業務仕様書 】

1 事業者

市が実施する「食」の自立支援事業の業務委託を受託できる事業者は、食品衛生法（昭和22年12月24日 法律第233号）第52条第1項の規定により、都道府県知事から許可を受けている者に限る。

2 実施日及び実施回数

(1) 実施日

日曜日から土曜日のうち利用者の希望する曜日

（ただし、事業者の定休日及び年末年始を除く毎日とする。なお、年末年始については事業所の営業日に合わせた日とする。）

(2) 実施回数

昼食又は夕食の1日1回、週7回までのうち適当と認める回数を限度とする。

3 利用料金

市が実施する配食サービスは、1食につき810円を基準とする。

(1) 利用者負担額 400円

(2) 市委託料（負担額） 410円

計 810円

※ 利用料金は、昨年度実績であり、変更になる場合は、別途協議します。

4 業務内容

(1) 事前協議

市から利用開始の通知があった場合には、速やかに利用者宅を訪問し、送付された利用月報を届けるとともに下記の事項について事前協議すること。

- ① 配食サービスの利用日及び時間帯
- ② 食事の受け渡し方法
- ③ 利用者負担金の納入方法
- ④ キャンセルの場合の連絡時間
- ⑤ 配食の内容で希望すること
- ⑥ その他配食を行うために必要な事項

(2) 調理

- ① 食事の献立は、次の条件にあったもので、高齢者に適した質と量を確保すること。
- ② 献立表は事業者が栄養士の指示、指導等に基づき作成し事前に利用者に提示すること。
- ③ 栄養所要量は「日本人の食事摂取基準」の高齢者（75歳以上）の食事摂取基準に準ずること。

- ④ おかゆ、きざみ食、治療食にも可能な限り対応すること。
- ⑤ 嚙む力の低下や消化吸収力の低下に考慮すること。
- ⑥ 塩分は過剰にならないこと。
- ⑦ 季節感を取り入れ、食べることの楽しみを感じられる献立であること。

(3) 配食

- ① 別紙「石巻市「食」の自立支援事業・安否確認業務」（以下、「マニュアル」とする。）に応じ、配食は原則として手渡しとし、食事を届けた際に利用者の安否を確認し、不在の場合には、食事を持ち帰るものとする。なお、利用者の健康状態に異常等がある場合には、マニュアルに従い緊急連絡者及び担当ケアマネジャー等、又は関係機関等へ連絡を行い、緊急時の対応を行うものとする。
- ② 事業者は月報に配達者の届出印を押印するとともに、利用者からの受取印を押印してもらうこと。
- ③ 容器の回収は原則として当日または翌日、若しくは次回配達日とし、使い捨て容器は使用しないこと。
- ④ 届いた食事については、早めに食べること。また、食べ残しは惜しまず捨てるよう利用者に周知徹底すること。

5 利用者負担金の徴収等

- (1) 利用者負担金は、1食につき400円とし、事業者が利用者から直接徴収するものとする。
- (2) 徴収に当っては別表に従うこと。

6 委託料（市負担金）の支払い

- (1) 委託料は1食につき410円とし、市は事業者からの請求に基づき、1か月分を一括して支払うものとする。
- (2) 事業者は、各月終了後翌月10日までに、石巻市「食」の自立支援事業実施報告書（様式第8号）に利用者から徴した月報を添えて、市へ提出するものとする。
- (3) 事業者は、市に提出した実施報告書並びに月報の検査に合格したときは、請求書を市へ提出するものとする。

7 緊急対応後及び事故発生時（食中毒も含む）の報告

- (1) 配食時に利用者に異常があり、マニュアルに応じ緊急対応を行った場合は事故後、速やかに介護保険課に別紙「石巻市「食」の自立支援事業安否確認報告書」で報告するものとする。
- (2) 配食サービスについて、何らかの事故（食中毒含む）が発生した場合は、直ちに市に状況を報告するものとする。

8 その他配食サービスについて疑義が生じた場合は、その都度、市に問い合わせること。

(別 表)

状 況	利用者負担金
配食した場合。	徴 収
前日までに中止の連絡を受けた場合。	未徴収
配食時不在だった場合又は当日中止の連絡を受けた場合。 ただし、利用者の緊急入院等連絡の遅れがやむを得ないと認められる場合を除く。	徴 収
配食時、利用者に異常等があつて、対応した場合及び利用者の緊急入院等連絡の遅れがやむを得ないと認められる場合。	未徴収